

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

船舶電気装備資格者名簿

2024（令和6）年度

（2024年10月現在）

一般社団法人 日本船舶電装協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目11番2号

（日本財団第二ビル5階）

電話 03（3504）0858

FAX 03（3504）0856

<https://www.ship-densou.or.jp/>

目 次

備考・凡例	2
運輸局別有資格者数	3
船舶電気機装工事事業場証明書交付事業者について	4
航海用レーダー等装備工事及び整備事業場証明書交付事業者について	4
GMDSS設備サービス・ステーション証明書交付事業者について	5
運輸局別サービス・ステーション等一覧	6
事業場名索引	7
資格者名簿	13
正会員	13
北海道運輸局管内	13
東北運輸局管内	22
関東運輸局管内	31
北陸信越運輸局管内	41
中部運輸局管内	44
近畿運輸局管内	50
神戸運輸監理部管内	52
中国運輸局管内	58
四国運輸局管内	68
九州運輸局管内	78
沖縄総合事務局管内	91
賛助会員	92
関東運輸局管内	92
近畿運輸局管内	92
中国運輸局管内	93
九州運輸局管内	93
強電資格関係参考事項	94
1. 強電資格検定試験の受験資格について	94
2. 強電資格の有効期間及び資格更新について	95
3. 強電資格者に関する変更届及び資格証明書等の書換交付申請（または再交付申請）等について	95
弱電資格関係参考事項	96
1. 弱電資格検定試験の受験資格について	96
2. 弱電資格の有効期間及び資格更新について	97
3. 弱電資格者に関する変更届及び資格証明書等の書換交付申請（または再交付申請）等について	97
再交付・書換申請書（様式1. 1 2）	98

備 考 ・ 凡 例

1. 本名簿は資格者の所属事業場別に記載した。各事業場は地区別（管轄運輸支局等別）に記載した。
2. 所属事業場が電装認定事業者証明書、レーダー等認定事業者証明書又はGMDSS設備サービス・ステーションの証明書を交付された事業場である場合は、事業場名の下にこれらの情報を記載した。各証明書の内容については4ページを参照のこと。
 - 電装認定事業者の証明書については、それぞれのランクに応じて「電装小型」「電装1」「電装2」「電装3」「電装4」と記載した。
 - レーダー等認定事業者証明書については、それぞれの設備の範囲に応じて「R1」「R2」「R3」と記載した。
 - GMDSS設備サービス・ステーションの証明書については「GM」と記載した。
3. 「資格区分」欄の「電装士」は「船舶電装士」を、「主任」は「主任船舶電装士」を、「レーダー」は「航海用レーダー整備士」を、「無線」は「航海用無線設備整備士」を示す。
4. 強電の資格（船舶電装士・主任船舶電装士・船舶電装管理者）については、各資格者が保有する最上位の資格のみを記載した。
5. 「取得日」欄は資格の取得年月日を、「直近更新日」欄は資格の直近更新年月日を、「有効期限」欄は資格の有効期限を示す。
これらの欄の日付の記載は、
R04/04/01（令和4年4月1日の意味）
のように略した。アルファベットのRは令和を、Hは平成を、Sは昭和を示す。
6. 「備考」欄に「保」とあるのは、有効期限内の資格更新ができないことについて証明書等の提出があり、当協会がやむをえない事情を確認し次回の資格更新時まで資格取消を保留した資格であることを示す。

○○○運輸局管内

運輸支局等：○○運輸支局…………… {管轄運輸支局等}

○○○○○○○○○ (株) ○○○○工場…………… {所属事業場名}

電装1 R1 GM…………… {所属事業場の認定等証明書情報}

資格者氏名	資格区分	取得日	直近更新日	有効期限	備考
△△ △△	管理者	H29/04/01	R03/04/01	R07/03/31	
◎◎◎ ◎◎	主任	H28/04/01	R02/04/01	R06/03/31	保
○○ ○○	電装士	H28/04/01	R06/04/01	R10/03/31	
	レーダー	H22/04/01	R03/04/01	R07/03/31	
	無線	H28/04/01	R03/04/01	R07/03/31	

管理者 1名 主任 1名 電装士 1名 レーダー 1名 無線 1名

運輸局別有資格者数

2024(令和6)年10月1日現在

(単位：人)

運輸局等	強電関係				弱电関係	
	船舶電装士	主任船舶電装士	船舶電装管理者	合計	航海用レーダー整備士	航海用無線設備整備士
北海道	68	38	4	110	45	53
東北	41	57	12	110	44	47
関東	88	36	12	136	108	102
北陸信越	15	13	1	29	12	17
中部	29	26	2	57	40	35
近畿	14	12	1	27	22	23
神戸	27	14	1	42	81	75
中国	81	67	29	177	73	79
四国	113	133	16	262	50	53
九州	97	60	20	177	93	100
沖縄	2	1		3	4	4
計	575	457	98	1,130	572	588

船舶電気艀装工事事業場証明書 交付事業者について

船舶電気艀装工事事業場証明書交付事業者（電装認定事業者）とは、管海官庁から船舶電気艀装工事をを行う事業場としての証明書の交付を受けた正会員のことで、この事業者が行った電装工事については、証明書の種類に応じて、下表に示す対象船舶の範囲に限り書類検査により運輸局（運輸支局・海事事務所）海事技術専門官又は日本小型船舶検査機構の検査員の立会検査が省略されます。

この名簿の「証明書」欄に「電装小型」「電装1」「電装2」「電装3」「電装4」の記載のある事業者は、それぞれ下表にあるランク小型、1、2、3、4の各証明書の交付を受けた事業者であることを示します。

技能者の所要人員表

ラ ン ク	対 象 船 舶			資 格 構 成 者 の 構 成					
	1	2	3	船舶電装士		主任船舶電装士		船 舶 電 装 管 理 者	資 格 者 の 最 低 人 員
	旅 客 船 漁 船 そ の 他	貨 物 船 (1に掲げ る貨物船 を除く。)	危 険 物 ば ら 積 船	所 要 割 合	最 低 人 員	所 要 割 合	最 低 人 員		
小 型	G. T 20 未 満	G. T 20 未 満			1 名				1 名
1	G. T 200 未 満	G. T 500 未 満	G. T 100 未 満			全作業員の 15%以上	1 名		1 名
2	G. T 500 未 満	G. T 5,000 未 満	G. T 500 未 満	全作業員の 25%以上	2 名	全作業員の 15%以上	1 名		3 名
3	G. T 5,000 未 満	G. T 20,000 未 満	G. T 5,000 未 満	全作業員の 25%以上	3 名	全作業員の 15%以上	2 名	1 名以上	6 名
4	す べ て の 船 舶			全作業員の 25%以上	4 名	全作業員の 15%以上	3 名	1 名以上	8 名

注

- (1) 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶は対象外となる。
- (2) 「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。
- (3) 対象船舶1の「G. T20 未満」については、快遊艇を含む。
- (4) 所要割合は全作業員数が10名を越える場合に適用する。この場合、「作業員」とは、配線工事及び関係機器の取付工事に関する作業を行う者をいう。

航海用レーダー等装備工事及び整備事業場証明書 交付事業者について

航海用レーダー等装備工事及び整備事業場証明書交付事業者（レーダー等認定事業者）とは、管海官庁から航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う事業場としての証明書の交付を受けた正会員のことで、このレーダー等認定事業者が行った航海用レーダー等の装備工事及び整備については、証明書の種類に応じて、下表に示す設備の範囲に限り書類検査により運輸局（運輸支局・海事事務所）

海事技術専門官又は一般財団法人日本海事協会の検査員の立会検査が省略されます。

この名簿の「証明書」欄に「R1」「R2」「R3」の記載のある事業者は、それぞれ下表にある設備区分R1、R2、R3の各証明書の交付を受けた事業者であることを示します。

航海用レーダー等装備工事及び整備事業場証明書の種類（設備区分）及び設備の範囲

設備区分	設備の範囲
R1	航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置
R2	航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む。）
R3	航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む。）、航海情報記録装置、簡易型航海情報記録装置

GMDSS設備サービス・ステーション証明書 交付事業者について

GMDSS設備サービス・ステーションとは、管海官庁からGMDSS設備（航海用具）の整備を行うサービス・ステーションとしての証明書の交付を受けた正会員のことで、このGMDSS設備サービス・ステーションが行ったGMDSS設備（航海用具）の整備については、書類検査により運輸局（運輸支局・海事事務所）海事技術専門官、日本小型船舶検査機構の検査員又は一般財団法人日本海事協会の検査員の立会検査が省略されます。

この名簿の「証明書」欄に「GM」の記載のある事業者は、この証明書の交付を受けた事業者であることを示します。

事 業 場 名 索 引

あ	
(株)アイ・エス・ビー	36
相沢電機商会	30
(有)相内電機工業所	24
旭電機(有)	17
(有)あさひな電機	23
(株)ASKA	82
(有)厚岸無線	20
(有)温海船電商会	29
(株)アビサル	
神戸事業所	54
横浜事業所	32
(有)アベ電業社	30
(有)荒木電機	71
い	
(株)イエローシップ・プロモーション	34
(有)五十嵐船舶電機	
新潟営業所	41
本社	41
(株)壱岐電波サービス	79
池田商事(株)	36
石井無線工業(株)	48
石川電装(株)	28
イズミ電機(有)	
八幡浜出張所	76
イワナカ(有)	58
う	
宇井電機(株)	70
(有)上釜電機商会	80
上村特電(株)	57
(有)魚津船舶無線電装	42
(有)ウスイ電機工業	27
え	
(株)エトー・エンジニアリング	36
(有)エフアイティ	46
エフテクニクス(株)	42
エムエス工業(株)	25
お	
(株)大分船舶電装社	88
(株)大分日本無線サービス	88
(有)大川電機工業所	30
おおぎ電機	83
(株)Ocean K	34
(有)大塚むせん商会	35
大西電機工業(株)	58
大野電装(株)	
矢本事業所	28
(株)大湊精電社	23
(株)オールブルー	46
岡田電子工業(株)	56
(株)沖縄機械整備	91
沖縄マリンラジオサービス(株)	91
(有)奥瀬電設	14
オクトミ電機(有)	85
(株)尾崎電機	45
小高電気	
工場	29
越智無線パーツ(有)	76

小野寺電気	29	極洋電機(株)	51
(有)尾道電業社	66	く	
(有)尾道マリンサービス	66	釧路重工業(株)	19
帯谷電機工業(株)	89	(有)久保田電機	23
オプトロン(株)	45	熊谷電気工業所	28
(有)オリエントマリン	81	桑原電装(株)	
か		網走支店	20
海上無線電機(株)	15	け	
(株)海電社	46	京浜ドック(株)	33
海邦無線(株)	91	追浜工場	33
(株)海洋通信	42	気仙沼東亜無線商会	29
海洋電波(株)	63	こ	
(有)加賀マリンサービス	43	(株)小泉電気	34
和典電機工業(株)	67	(株)弘栄電機商会	42
加藤電気(株)	17	(株)ゴウダマテック	57
加藤電機店	79	(株)光電製作所	92
(株)川崎電機	36	上野原事業所	92
川尻電業(株)	57	(有)高電船舶電機	30
(有)川谷無線電気商会	14	幸陽電機工業(有)	84
(有)川原無線	26	(有)興立電機	85
(有)河村電機	24	弘和電機(株)	77
(株)神田電機	61	(株)国際無線	55
函東工業(株)	16	(有)小久保電機	45
(株)管野電機	30	越田電機商会	
(有)関門テクニクス	82	本社	26
き		小林無線電機工業所	21
(有)菊地電機商会	17	さ	
(株)北九州マリンラジオサービス	84	斎藤無線(株)	35
(有)共栄無線	29	坂出無線(有)	70
共栄無線(株)	44	(株)桜井電業所	20
協成電機(株)	62	(株)笹森電機	24
尾道事業所	65	(有)佐藤電機工業	21
(株)協和産業	26	(有)佐藤電機工業所	30
(有)協和電気商会	77	(有)佐藤船舶電工業	20
旭州マリン(株)	83	真田電機	61
極洋船舶工業(株)	36	(株)サナップ	19

(株) 沢内電機	25	大阪製造所	51
(有) 澤無線電機	59	(株) 新来島どっく	
(有) 三協船舶電機	47	本社・大西工場	75
(株) 三協電機	65	(株) 進成電機機械工業所	14
(有) 三共無線電機商会	30	(株) 新立船舶電機	87
(株) サンケン機構	82	(株) 新日本総合建設	
三工電機(株)	93	鹿児島営業所	90
(有) 三幸電波サービス	16	(有) 新阪神船用電機	50
三信船舶電具(株)		す	
春日部工場	31	スエデン	25
高松営業所 今治サービスステーション	75	(同) 鈴木無線電気工業所	24
(有) サンセイ・サービス	16	スター工業(有)	60
サン電工(株)	61	墨田川造船(株)	38
山陽船舶電機(株)	64	せ	
(株) 三和ドック	67	(有) セイコウ	
し		佐世保営業所	86
ジェイ・アール・シー特機(株)		本社	79
佐世保事業所	87	(有) 清六エンジニアリング	49
JRC マリンフォネット(株)	40	誠和船舶電装(株)	83
関西サービスセンター	51	(有) セイワ電機工業	48
JRCS(株)	81	瀬戸内クラフト(株)	67
塩釜船舶無線(株)	22	(株) ゼネラルエンジニアリング	90
(株) 四国船舶電機工業所	70	(有) 芹沢船舶電機	48
四国電波工業(株)	71	船舶無線サービス	83
(有) 小竹電機	52	た	
(株) 清水電機商会	42	ターナー(株)	34
(株) ジャパンエニックス	38	(株) 大誠電機	17
関西支店	50	泰成電機商事(株)	57
商船三井テクノトレード(株)		大電工業(株)	88
情報通信・電装事業部	39	(株) 大東船舶電業舎	80
昭和電装(株)	68	大東電機工業(株)	62
石巻事業所	27	大洋工業電機	35
(株) 白鳥電機	44	大洋電子工業(株)	66
新糸満造船(株)	91	(有) 高浪デンキ	44
信栄電機(株)	55	(有) 竹内電機工業所	45
(株) 新来島サノヤス造船		(有) タケウチムセン	77

多田船舶電機	21	西神戸工場	57
タタミ船用電機(株)	13	ネット事業所	51
田中電機(有)	60	苫小牧無線(株)	17
(株)タモット	33	(株)豊國	63
清水事業所	48	尾道営業所	65
ち		(有)豊田電機	26
(株)千葉電業舎	29	な	
(株)千葉電装工業	27	(株)ナイネンキ	18
(株)中国電機サービス社		入舟事業所	18
本社工場	93	浜町工場	18
(有)中和電機公司	61	長崎船舶電機	16
つ		長崎電気(株)	84
(株)ツルヤ技研		(株)長崎無線	86
工場	52	(有)中澤電装	17
て		(株)中島電気	13
(有)テイエイチ無線	26	ナガセン電機(株)	85
(株)帝国電気企業社	77	(同)ナカデン	49
(有)テクニクス長崎	86	(株)中村造船鉄工所	68
(株)電産	45	(有)鳴門電業社	70
西尾営業所	45	に	
と		新潟興機(株)	41
(有)土居無線工業所	78	(株)西日本電波研究所	79
東亜鉄工(株)	32	尾道支店	66
東海電機(株)	82	(株)西日本フジクラ	50
(有)東海電機工業所	18	西野船用電機	25
東京計器(株)		(有)西森電機	21
今治サービスステーション	76	(株)日産電機サービス	56
西日本サービスセンタ	55	(株)日章電機工業所	50
東日本サービスセンタ	38	日昇無線(株)	68
東京船舶電機(株)	37	(有)日東電機	43
(有)道南船舶無線	15	日邦無線電機(株)	83
(株)東北電技ソリューションズ	22	(株)日本エンジニア	48
東洋エス・イー(株)		(株)日本船舶電装工事	62
工場	80	宇野工場	62
本社	80	(株)日本電気商会	51
(株)TOWATECHNO		日本電波興業(株)	59

日本無線(株)		(有)平井電機	46
釧路営業所	20	工場	47
仙台支店	22	(有)広無線	67
八戸営業所	25	ふ	
北海道支社	14	深田サルベージ建設(株)	93
マリンシステム事業部 マリンサービス部	39	東京支社	92
		西日本支社	93
ね		(株)藤電機システム	16
根室無線電機(株)	18	船田産業(株)	
能登営業所	43	呉サービスステーション	63
(有)ネモト	41	(株)船田無線電機商会	15
の		船電熊谷電機	16
野田無線(株)	78	フルタ無線電機(有)	46
は		古野電気(株)	
(株)ハウন্ツ		北九州支店 佐世保営業所	87
本社	34	北九州支店 下関営業所	80
萩田電機(株)	22	北九州支店 長崎営業所	84
(株)博電社	82	北九州支店 福岡営業所	78
(有)舶陽電機	19	サービス統括部	52
函館どつく(株)		サービス統括部 石巻サービスステーション	27
函館造船所	15	サービス統括部 関東サービスセンター	37
室蘭製作所	17	サービス統括部 気仙沼サービスステーション	28
八戸船舶電機(株)	25	サービス統括部 八戸サービスステーション	24
(有)浜崎電機工業所	60	サービス統括部本社サービスセンター/テクニカルセンター	53
濱田電機鐵工(株)	77	東海北陸サービスセンター 伊勢サービスステーション	49
高松営業所	69	東海北陸サービスセンター 金沢サービスステーション	43
浜中無線(株)	19	東海北陸サービスセンター 焼津サービスステーション	47
ハヤシ電機工業(有)	54	西日本支店 宇和島営業所	76
(有)林電機商会	43	西日本支店 高知営業所	78
ひ		西日本支店 神戸営業所	54
BOS マリン&オフショアエンジニアリング(株)	92	西日本支店 境港営業所	59
BEMAC(株)		西日本支店 田辺営業所	52
安芸津出張所	64	西日本支店 徳島営業所	70
今治本社・みらい工場	71	東日本サービスセンター 銚子サービスステーション	35
波方工場	72	広島支店	65
丸亀工場	69		

北海道サービスセンター	13	む	
本社	54	向島ドック(株)	67
南九州支店 沖縄営業所	91	(株)ムサシ機電	
南九州支店 鹿児島営業所	90	大分営業所	88
南九州支店 宮崎営業所	89	村角電機	58
へ		村林電機(株)	22
(株)べんの電機	86	も	
ほ		モモタ電気サービス	35
(株)豊電	47	森田電機産業(株)	
(株)ポートサイド	35	石巻営業所	27
(有)北越電機	21	三崎工場	32
北洋無線(株)	19	モリ電機	26
気仙沼営業所	29	や	
(有)ホシノ無線電機商会	33	ヤスイ電気(株)	43
(株)ボルテック	32	(株)安田造船所	41
神戸事業所 神戸電気事業部	55	矢達電機(株)	71
ま		(株)山伝電機商会	41
(株)舞鶴計器	52	(有)ヤマト企画	
(株)松下電機	44	事務所	87
松平産業(株)	44	ヤマハ天草製造(株)	87
(株)松本船舶電機製作所	44	(有)山本電気	34
松本電機鉄工(株)	14	山本無線電機	48
松本電子商会	90	よ	
(株)マリンエレクト	33	横川電装(有)	49
(株)マリンネットサービス	59	(株)横浜工作所	34
(株)マリンラジオサービス	40	(株)横浜通商	33
丸電電機(有)	81	横山電気	37
丸吉設備(株)	49	(有)吉田電機工業所	60
み		吉田電機商会	46
三品電機商会	18	ら	
(有)ミナト電機工業所	71	(株)ライフライン	57
(有)湊電機工業所	85	わ	
南川商事(株)	81	若松電気	84
佐伯営業所	89	和幸(株)	61
宮地無線工業所	60	和田電機工業(有)	26
		稚内港湾施設(株)	21

強電資格関係参考事項

1. 強電資格検定試験の受験資格について

当協会が設定した強電資格は、船舶電装士、主任船舶電装士、船舶電装管理者と3種類があり、その受験資格は次に示すとおりです。

資格の種類	受 験 資 格		
	学歴または資格	船舶電気工事経験年数	講 習
船 舶 電 装 士	工 業 高 校 卒 (電気専門課程)	卒後1カ年以上	初級講習を修了していること。
	普 通 高 校 卒 (電気以外の全ての高校卒)	卒後2カ年以上	
	中 学 校 卒	卒後3カ年以上	
主 任 船 舶 電 装 士	大 学 (工) 卒 (電気専門課程)	卒後1カ年以上	中級講習を修了していること。
	工業高等専門学校卒 (電気専門課程)	卒後2カ年以上	
	船舶電装士の資格を有する者	左の資格を取得して2カ年以上	
船 舶 電 装 管 理 者	主任船舶電装士の資格を有する者	船舶電装工事の監督業務に4カ年以上従事していること。	上級講習を修了していること。

※ 船舶電気工事経験年数は、受験する年度も見込みとして1年と算定します。

保有している陸上電気関係の国家資格又は通算の経験年数により、次表のとおり所要経験年数が軽減されます。

受験しようとする資格	保有している陸上関係の資格又は通算経験年数	学歴または資格	所要経験年数
船 舶 電 装 士	電 気 工 事 士		1 年
主 任 船 舶 電 装 士	船 舶 電 装 士	船舶電装工事の通算経験年数10年以上	船舶電装士取得後1年
	第3種、第2種、又は第1種電気主任技術者	工業高等専門学校卒(電気専門課程) 短期大学卒(電気専門課程)	卒業後1年
船 舶 電 装 管 理 者	第3種電気主任技術者	主 任 船 舶 電 装 士	主任船舶電装士取得後3年
	第2種、又は第1種電気主任技術者	同 上	同上2年

船舶電装管理者受験資格にある監督業務の内容は次のとおりです。

船舶電気装備に関する業務（設計、工事（整備および修理を含む。）及び自主検査等をいう。）に従事する人員を直接監督する者のうちから当該業務に対して責任を有するものとして選任された者であって、少なくとも課長又はそれと同等程度以上の職責を有する者とする。

2. 強電資格の有効期間及び資格更新について

当協会が実施する強電の検定試験に合格した人には、前記のとおり資格が与えられますが、資格の有効期間は取得した日から4年間と定められています。

資格の有効期限を延長する手続きを資格更新と呼び、当協会が実施する資格更新研修（通信研修）を修了すれば、有効期限が4年間延長されます。

3. 強電資格者に関する変更届及び資格証明書等の書換交付申請（または再交付申請）等について

資格者が姓名を変更したときに書面により届出を行い、資格証明書、技能手帳の書換交付申請等所要の手続きを行ってください。

また所属事業場を変更したり、退職した場合は、事業主を通じ、当協会に届出をし、所要の手続きを行って下さい。

変更、退職等の届出様式は任意としますが、届出事項を内容のよく分かるよう簡潔に記載して下さい。再交付申請等の様式は最終ページの様式1. 1 2の通りとします。

弱電資格関係参考事項

1. 弱電資格検定試験の受験資格について

当協会が設定した弱電資格は、航海用レーダー整備士、航海用無線設備整備士があり、その受験資格は次のとおりです。

資格の種類	受 験 資 格		
	学 歴	経 験 年 数	講 習
航 海 用 レーダー整備士	大 学 (工) 卒	1 カ年以上	航海用レーダー講習を 修了していること。
	工業高等専門学校卒 短期大学 (工) 卒	2 カ年以上	
	工 業 高 校 卒 (電気専門課程)	3 カ年以上	
	普 通 高 校 卒 (電気以外のすべての高校)	4 カ年以上	
	中 学 校 卒	5 カ年以上	
航 海 用 無線設備整備士	大 学 (工) 卒	1 カ年以上	無線設備講習を 修了していること。
	工業高等専門学校卒 短期大学 (工) 卒	2 カ年以上	
	工 業 高 校 卒 (電気専門課程)	3 カ年以上	
	普 通 高 校 卒 (電気以外のすべての高校)	4 カ年以上	
	中 学 校 卒	5 カ年以上	

※ 経験年数は、受験する年度も見込みとして1年と算定します。

次に示す資格を保有している人は、所要経験年数が軽減されます。

受験しようとする資格	保有している資格	最低経験年数
航 海 用 レーダー整備士	第1級陸上無線技術士 (電波法)	1 年
	第1級総合無線通信士 (電波法) 第1級海上無線通信士 (電波法) 第2級総合無線通信士 (電波法) 第2級海上無線通信士 (電波法)	2 年
航 海 用 無線設備整備士	第2級陸上無線技術士 (電波法) 第3級総合無線通信士 (電波法)	3 年
	第3級海上無線通信士 (電波法) 第4級海上無線通信士 (電波法)	

2. 弱電資格の有効期間及び資格更新について

当協会が実施する弱電の検定試験に合格した人には、前記のとおり資格が与えられますが、資格の有効期間は取得した日から4年間と定められています。

資格の有効期限を延長する手続きを強電と同様に資格更新と呼び、当協会が実施する弱電資格更新研修（通信研修）を修了すれば、有効期限が4年間延長されます。

3. 弱電資格者に関する変更届及び資格証明書等の書換交付申請（または再交付申請）等について

強電に準じて扱いますので、強電の項をご参照下さい。

様式 1. 12

再交付申請書

年 月 日

一般社団法人 日本船舶電装協会 御中

ふりがな			
申請者氏名	氏	名	
所属事業場名	会社名		
	支店営業所名 (本社は空欄)		
代表者役職氏名	支店営業所の代表者または会社代表者		
所属事業場所在地			
連絡担当者		電話	

下記のとおり 再交付 書 換 を申請いたします。

申請内容 (該当記号を○で囲む)	イ. 資格証明書の書換 ハ. 技能手帳の書換 ホ. 証紙 (講習修了証、資格証、更新証) 等の再交付 [シール形]	ロ. 資格証明書の再交付 ニ. 技能手帳の再交付
申請理由		
書き換える事項		

(注)

1. 紛失の場合以外は、申請の際に元の資格証明書又は技能手帳を添付して下さい。紛失したものの所在がわかった場合は、元のものを返還して下さい。
2. 技能手帳の再交付(又は書換)を申請するときは“**顔写真2枚**”(ﾀｲﾌﾟ4 cm、ｺﾞﾄ3 cm、申請時から3ヶ月以内に撮影したもの)を添付して下さい。



この資格者名簿はポートルースの交付金による
公益財団法人 日本財団 の助成金を受けて作成しました。